

感染症の種類と出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則）

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日ぜき	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水とう（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	上記全ての疾患において、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。	
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたとき
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※新型コロナウイルス感染症：発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。